

# とくしまアラートの発動基準について(案)



資料2

今後、本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の3つの区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

		①感染観察		②感染拡大注意	③特定警戒
		注意報	強化		
	基本方針	早期発見・封じ込めで 感染拡大防止を図る		①に加えて、 必要に応じ、特措法第24条9項による 感染拡大防止を図る（※1）	国の指定を受け、 緊急事態措置を実施する
発動基準	直近1週間の累積 新規感染者数	-	-	5人以上	10人以上
	直近1週間の累積 感染経路不明者数	-	-	2.5人以上	5人以上
	解除の判断基準	-	直近2週間の感染経路不明者数が0人		直近1週間の累積新規感染者数 3.5人以下（※2）
	共通事項	 「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践）			
対応方針	外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が拡大している地域への不要不急の移動は避ける</li> <li>・3密の場所への移動を徹底して避ける。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく） 外出自粲の協力要請。</li> <li>・不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への 移動は徹底して避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第45条第1項に基づく外出自粲の協力要請。</li> <li>・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は 徹底して避ける。</li> </ul>
	出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、 ローテーション勤務、時差出勤、 自転車通勤等の推進。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション 勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出勤者数の7割削減」を目指す。</li> <li>・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション 勤務等の強力な推進等。</li> </ul>
	イベント (※3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模のイベント等の開催に当たっては、 リスクへの対応が整わない場合は中止又は 延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。</li> <li>・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、 身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、 業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた 対策等を求める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスターのおそれがあるイベント、 3密の集まりは法第24条第9項に基づき、 開催の自粲要請等。</li> <li>・それ以外のイベントに関しては、主催者に 対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策 の実施、業種毎の感染拡大予防 ガイドライン 等を踏まえた対応策を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスターのおそれがあるイベント、3密の 集まりは法第24条第9項及び法45条第2項等 に基づき、開催の自粲の要請等。</li> </ul>
	施設の 使用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請 も含めて適切に判断。</li> <li>・一般的な感染対策や3密回避の徹底を要請。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく 協力要請を実施。</li> <li>・クラスターのおそれがある施設や3密施設は 使用制限の 協力要請を検討。</li> <li>・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、 注意喚起の徹底。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の 要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、 ライブハウス、バー、スポーツジム等）</li> <li>・公園・博物館、美術館、図書館等は、 感染防止策を 講じた上で開放もあり得る。</li> </ul>

※1 措置の実施の要否については、入院患者数、重症患者数、宿泊療養者数、監視体制(検査、相談等の件数)、クラスターの発生状況、近隣府県の状況を総合的に判断する。

※2 国により「特定警戒都道府県」に指定された際に移行するものであり、判断基準の数値についてはあくまでも目安である。

※3 イベントについては、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。